

小牧市空家等管理活用支援法人の指定に関する事務取扱要綱

（令和 5 年 1 2 月 1 2 日）
5 小 都 第 1 4 1 3 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 3 条第 1 項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援法人の指定）

第 2 条 市長は、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、支援法人の指定を行わないこととする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日から施行する。